

5 福祉等関係

ア 介護

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
介護保険給付業務におけるIT化の促進	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>福祉保健医療情報ネットワーク(WAM-NE T)においては、介護保険のサービス事業者自らが空き情報等を直接入力し、公開することができることとしており、平成15年度においては、介護保険事業者情報について、月2回情報を更新するなど、逐次システムのメンテナンスを行い、介護保険の事業者に関する最新情報を発信し、WAM-NE Tの利用者が簡易に情報を入手できるよう努めているところである。</p> <p>また、WAM-NE Tの普及・啓発を目的としてWAM-NE Tの利用者を対象に、平成15年度中に5回の地方自治体等による操作講習会を支援している。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	b 介護サービスの利用者がWAM-NE T(福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 事業の種類、事業所の所在地等の都道府県が事業所を指定する際に提出されるサービス事業者に関する基本情報に加え、事業所自らが直接入力する追加情報等を福祉保健医療情報ネットワーク(WAM-NE T)を通じて利用者も直接アクセスができることとしており、平成15年度においては、介護保険事業者情報について、月2回情報を更新するなど、逐次システムのメンテナンスを行い、介護保険の事業者に関する最新情報を発信し、WAM-NE Tの利用者が簡易に情報を入手できるよう努めているところである。 また、WAM-NE Tの普及・啓発を目的としてWAM-NE Tの利用者を対象に、平成15年度中に5回の地方自治体等による操作講習会を支援している。	
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で、要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。 【要介護認定等の一次判定ソフト(改訂版)の試行運用により情報収集・分析(平成14年5月~7月)】 【要介護認定等の一次判定ソフト(再改訂版)の試行運用により情報収集・分析(平成14年11月~12月)】	検討	措置済			
痴呆性高齢者に対する介護 (厚生労働省)	a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判定について必ずしも適切ではないケースがあるとの指摘があることから、このような痴呆性高齢者の要介護認定の問題の改善を進める。	検討	結論	措置 (4月予定)	(厚生労働省) 要介護認定の一次判定は、コンピュータソフトを用いて判定を行っているが、平成14年度に全市町村を対象とした試行的事業を実施し、この結果を踏まえ、平成15年3月に痴呆を適切に評価する一次判定ソフト(改訂版)を作成したところ。平成15年4月からは、改訂版のソフトによる一次判定を行っているところである。 【平成15年3月24日厚生労働省令第42号、同省告示第109号】	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施			(厚生労働省) 高齢者痴呆介護研究センターにおいて、介護サービスの提供現場における痴呆介護に関する実践的な研究を推進中。具体的には、痴呆性高齢者に適したアセスメントとケアプランの在り方に関する研究など、医療、福祉等の多角的視点に基づく研究を引き続き実施しているところ。	
	c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家からの相談機会が得にくい等の指摘があることから、「高齢者痴呆介護研究センター」における研究について、その総合的報告を待つのではなく、随時、得られた研究成果を医療・介護職員へフィードバックし、痴呆性高齢者介護における介護負担の緩和を図るとともに、痴呆性高齢者を抱える家族についての相談、カウンセリング等を実施するための研修・相談受付体制等を整備する。	措置済				
	d 成年後見制度活用の普及を図るための支援方を講ずる。 【平成13年厚生労働省老健局計画課事務連絡】	措置済 (7月連絡)				
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サービスの充実を図る観点から、訪問介護について、その業務範囲をできる限り明示し、その周知徹底を図るとともに、訪問看護との連携など現場における具体的な対応事例を提示する。 【訪問看護と訪問介護の連携に関する具体的事例集配布(平成13年11月までに約2万部配布)】	措置済 (11月までに配布)				
	b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養する要介護者等に必要の訪問看護が提供されるよう努める。	検討	結論	措置 (4月予定)	(厚生労働省) 平成15年1月の社会保障審議会介護給付費分科会において、在宅重視・自立支援の観点から介護報酬を見直すことについて諮問・答申が行われたところであり、これに伴い平成15年4月より新たな介護報酬を適用した。 【平成15年3月24日厚生労働省告示第50号】	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させるなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。 【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0705004号】		措置済 (7月通知)			
	d 既に示されている訪問介護と訪問看護の連携に関する具体的事例について、周知徹底を図る。		逐次実施		(厚生労働省) 「身体介護を実施する際の医療機関等との連携のあり方に関する事例集」(平成13年10月 社会福祉法人全国社会福祉協議会発行)については、平成15年2月25日に開催された全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議において、再度周知を図ったところである。	
	e 一定の場合についてホームヘルパー等が痰の吸引を行うことに関して具体的に検討し、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	(厚生労働省) 平成15年7月に「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」(医政局長通知)を発出し、ALS患者の在宅療養の現状にかんがみれば、在宅ALS患者に対する家族以外の者によるたんの吸引の実施について、一定の条件の下では、当面のやむを得ない措置として許容されるという考え方を示したところである。 【「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」(平成15年7月17日厚生労働省医政局長通知医政発第0717001号)】	
	f 上記以外の行為についても、医師法上の取扱いについて検討し、明確化する。			逐次検討・結論	(厚生労働省) ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引の取扱いについても、引き続き検討することとしている。 また、これ以外の行為についても、逐次検討することとしている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担 (厚生労働省)	特別養護老人ホームの入居者については、個室化の推進により居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストを原則として利用者負担として徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐えられない低所得者層については、一定の配慮を検討し、着実に実施する。	検討	結論	措置(4月予定)	(厚生労働省) ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等について、低所得者対策を講じた上で、入居者から居住費の支払いを受けることができることとした。(平成15年4月1日施行) 【「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成15年厚生労働省令第30号)】	
在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡 (厚生労働省)	介護保険における施設サービスと特定施設(有料老人ホーム及びケアハウス)やグループホームとの間にはいわゆるホテルコスト以外にも、食費、光熱費、清掃費などの負担に差があることから、介護保険制度全体の見直しにおける施設体系の在り方等の見直しの中で、在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡を図る観点も含めて検討する。			検討開始(16年度中に結論)	(厚生労働省) 介護保険制度については、法施行から5年後の見直しに向けて、現在、社会保障審議会介護保険部会等の場において議論を進めているところであり、施設における給付の範囲の見直しもその論点の一つとなっている。	
訪問介護の介護報酬における3種類の在り方等 (厚生労働省)	a 訪問介護における身体介護中心型、家事援助中心型、複合型の3類型を当てはめる際に判断に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度の見直しの際には、この3種類の区分の在り方そのものについて検討し、所要の措置を構ずる。	検討	結論	措置(4月予定)	(厚生労働省) 平成15年1月の社会保障審議会介護給付費分科会において、訪問介護の3類型については、複合型を廃止する旨の諮問・答申が行われたところである。これに伴い平成15年4月より、身体介護中心型と生活援助中心型の2類型とし、複合型を廃止したところである。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>b 利用者との契約内容を明確化するとともにヘルパーのサービス水準を確保するため、標準的なサービス行為の内容や手順のパッケージを示したガイドライン(平成12年3月17日厚生省通知老計第10号)の周知や、必要に応じた充実を図るとともに、利用者ごとにサービス事業者が作成する訪問介護計画について、例えば、こうしたサービス行為のパッケージの記載の奨励など、その内容の一層の明確化を検討する。</p> <p>【訪問看護と訪問介護の連携に関する具体的事例集配布(平成13年11月までに約2万部配布)】</p> <p>【全国介護保険担当課長会議において周知(平成14年2月12日)】</p> <p>【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)】</p>	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令第37号)を平成15年3月に改正し、「サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない」と規定するとともに、「訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない」と規定し、利用者にとって契約内容の明確化を担保した。(平成15年4月1日施行)【平成15年厚生労働省令第28号】</p>	
<p>訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段等 (厚生労働省)</p>	<p>訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段も含め、契約に係る重要事項の説明等を、事業者から利用者に対して十分に行うことを徹底する。</p> <p>【全国介護保険担当課長会議において周知(平成14年9月4日)】</p>	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)を平成15年3月に改正し、訪問介護事業者及び通所介護事業者は、「事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない」とし、併せて、「2年間の保存」を義務づけた。(平成15年4月1日施行)【平成15年厚生労働省令第28号】</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
利用者保護のための監視体制の構築 (厚生労働省)	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。 【全国介護保険指導監査担当係長会議において周知(平成14年5月13日)】	逐次実施			(厚生労働省) 従前に引き続き特別介護サービス指導官が各都道府県庁等へ赴き、担当者との情報交換や技術的助言を行うとともに、平成15年度においては、介護報酬、運営基準の改正に伴い、介護サービス事業者に対する指導監査方法等を各都道府県等に示している「介護保険施設等の指導監査について」(平成12年5月12日厚生省通知老発第479号)の一部改正を行い通知した。 また、平成15年5月16日に全国介護保険指導監査担当係長会議を実施するとともに、全国介護保険担当課長会議において指導監査について、周知徹底を図った。	
サービスの質の向上のための取組 (厚生労働省)	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	逐次実施			(厚生労働省) 平成12年度より「介護相談員派遣事業」を創設。介護相談員が介護施設等を訪問して、利用者の不満や疑問にきめ細かく対応し、現場で改善の途を探る各市町村における取組を支援し、その実施拡大を図っている。)実施市町村数 平成12年度:147 平成13年度:397 平成14年度:480 平成15年度:489	
介護支援専門員の在り方 (厚生労働省)	a 介護支援専門員の現任研修事業等を推進するとともに、その内容について見直しを行う。 【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0904001号】	検討	措置済 (9月通知)			
	b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取組のほか、介護支援専門員がケアマネジメントの業務に極力専念できるよう、介護支援専門員を支援するための体制整備を図る。	一部措置済	措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持つるようするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【全国介護保険担当課長会議において指導(平成14年6月4日)】</p>	検討	逐次実施		<p>(厚生労働省)</p> <p>介護支援専門員の能力向上の在り方については、老人保健健康増進等事業(「ケアマネジメントの原則に則った実践の確保方策に関する研究」)においてケアプランの評価方法の研究等を実施するなど所要の検討を行っているところである。</p> <p>また、介護支援専門員の公正中立の確保策については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成12年厚生省令第38号)を平成15年3月に改正し、「指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置づける旨の指示等を行ってはならない」こと等規定し、公正中立な活動を担保したところ(平成15年4月1日施行)【平成15年厚生労働省令第29号】であるが、引き続き、公正中立な活動を確保し得るための仕組み等につき検討することとしている。</p>	
	<p>d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。</p>	検討	逐次実施		<p>(厚生労働省)</p> <p>ケアマネジメントの在り方については、介護保険制度等全般の見直しについて御議論いただいている介護保険部会において介護支援専門員の資質の向上等も含めて御議論いただいた。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
施設介護サービスへの民間企業の参入 (厚生労働省)	民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、関係通知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の株式会社等が、都道府県知事の許可によって設置・経営主体となり得ることとする。 【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第476号】 【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0130002号、同計画課長通知老計第0130001号】	措置済 (11月、1月通知)				
P F I法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省、内閣府)	<p>a 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、P F I事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買収した上で、これを当該P F I事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買収する費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているP F I法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、P F Iを活用した公設民営を促進する。 【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第151号)】 【平成14年厚生労働省事務次官通知厚生労働省発社援第0130016号】</p> <p>b デイサービス施設やショートステイ施設など、在宅サービスに係る施設について、公設民営方式またはP F I法の枠組みを活用し、対等な条件のもとでその整備を促進していく。 【平成15年厚生労働省事務次官通知厚生労働省発社援第0130016号】</p>	一部措置済 (12月法律施行、1月通知)	逐次実施		(厚生労働省) 平成13年度第1次補正予算において、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年11月16日付けで関係通知を改正した。また、同補正予算において、P F I法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、14年1月付けで関係通達を見直し、新たに国庫補助対象に追加した。これを受け、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市、愛知県高浜市、福井県鯖江市並びに山口県山陽町において、民間企業がケアハウス等の整備を行う具体的なプロジェクトが進行中である。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
生活支援型の生活拠点の推進 (厚生労働省)	ケアハウスや高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)有料老人ホームなど日常生活の支援機能を有する生活拠点について、将来展望を踏まえ整合性のとれた規制改革の在り方を検討し、所要の措置を構ずる。 【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第192号】 【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第0130002号】	措置済 (5月、1月通知)				
ケアハウスへの株式会社参入の許可に係る技術的助言 (厚生労働省)	ケアハウスへの株式会社参入の許可に係る技術的助言(平成14年1月厚生労働省老健局計画課長通知)の妥当性について関係者から意見聴取を行い、必要に応じて見直す。		意見聴取	結論	(厚生労働省) ケアハウスへの株式会社参入の許可に係る技術的助言(平成14年1月厚生労働省老健局計画課長通知)の妥当性について関係者から意見聴取を行い、平成16年2月に必要な見直しを行った。【「「軽費老人ホームの設備及び運営について」の一部改正について」(平成16年2月25日 老計発第0225001号 厚生労働省老健局計画課長通知)】	
痴呆性高齢者グループホーム等の情報公開等の推進 (厚生労働省)	a 痴呆性高齢者グループホームのような介護サービスについて、地域に密着したNPO法人等の施設整備の資金調達を容易にする。 【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第318号】	措置済 (8月通知)				
	b 密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に求められる痴呆性高齢者グループホームにおけるケアの質を確保するために、情報公開等を推進する。	措置済				
介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 (厚生労働省)	a 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。	一部措置済	逐次実施		(厚生労働省) 平成15年度は、「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」において、第三者評価の実施方法、7サービスに係る評価基準等の調査研究が行われており、その結果を踏まえ、16年度にモデル事業の実施を予定している。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>b 平成14年8月より、介護サービス事業者の選択に資する観点から、利用者やその家族が訪問介護事業者を選択する際に活用できるチェックリストが公表されており、その普及を図るとともに、事業者がチェックリストに対応した情報公開を行なうよう周知徹底する。</p> <p>c 痴呆性高齢者グループホームについては、特に入所者の特性から事業者の評価が重要である点にかんがみ、平成14年度から他の介護サービス業者に先んじて第三者評価制度が実施されたところであるが、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの事業者の第三者評価の推進方策を講ずる。</p>		措置済			
介護と医療との連携のための諸規制の改革(厚生労働省)	<p>a 特別養護老人ホームの全室個室・ユニットケア化といった居住条件の改善を進める中で、介護老人保健施設についても、入所者にとっての生活の場である特別養護老人ホームとは性格が異なることにも留意しながら、療養環境の改善を図る。</p> <p>b 医療保険と介護保険が重複して適用され得るサービスについては、介護保険が適用されると医療保険からの給付は受けられない仕組みとなっているものの、一部の医療サービスについては、主治医の「特別指示書」があれば、2週間は医療保険からの給付が受けられるため、本制度が濫用されているとの指摘もあることから、こうしたサービスに関する医療保険給付の適用範囲については、一層の周知徹底を行う。 【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0308009号】</p>		措置済			
保険者による介護保険施設定数の調整(厚生労働省)	<p>保険財政を安定的に運用していく観点から、保険者たる市町村にサービスの供給をコントロールする権限を付与することを、介護保険全体の見直しの中で検討し、結論を得る。</p>			検討開始(16年度中に結論)	(厚生労働省) 介護保険制度については、法施行から5年後の見直しに向けて、現在、社会保障審議会介護保険部会等の場において議論を進めているところであり、保険者の在り方もその論点の一つとなっている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
介護ICカードの検討 (厚生労働省)	介護保険の被保険者証について、ICカードを活用して、支給限度管理を行えるよう、事業者間のデータ交換、共有等が問題なく行えるような相互互換性を確保することについて検討し、モデル事業を実施する。	検討	検討	結論、措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成13、14年度においては、モデルシステムの仕様及び運用方法等の検討を行ってきたところ。</p> <p>平成15年度は、厚生労働省令第136号にてICカードの被保険者証についての様式を定め、厚生労働省告示第302号にて指定した2保険者において、平成15年10月よりモデル事業を実施した。</p> <p>(モデル事業実施保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県 西春町 ・長崎県 対馬市 	
有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取り組み (厚生労働省)	有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。			検討開始 (16年度中に結論)	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成15年度は、「高齢者居住施設における一時金の保全措置の実施に関する調査研究事業」において、有料老人ホームの一時金に係る保全措置及び入居者への情報公開の状況について実態調査を行っているところである。</p>	
21介護保険適用除外当該等非該当届における自署又は押印の省略 (厚生労働省)	介護保険適用除外等該当非該当届に関して、社命により海外に赴任して国内非居住者となった場合等については、事業主が被保険者に代わって届書を提出することができるものとし、被保険者本人の自署又は押印の省略を可能とする。			検討・結論	<p>(厚生労働省)</p> <p>介護保険適用除外等該当非該当届に関して、社命により海外に赴任して国内非居住者となった場合等については、事業主が被保険者に代わって届書を提出することができるものとし、被保険者本人の自署又は押印の省略を可能とした。</p> <p>(平成15年4月1日施行)</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
22ケアマネジメント機能の強化 (厚生労働省)	a ケアマネジメント機能の強化等専門性の向上については、ケアマネジャーの現任研修やケアマネジメントリーダー研修等の施策を講じているが、更なる強化のための措置を講ずる。		逐次実施		(厚生労働省) 平成15年度には「介護支援専門員実務研修事業」についてケアマネジメントの重要性の認識を深めるためのカリキュラムの改正を行うとともに、「介護支援専門員現任研修事業」についても昨年度に引き続き業務習熟度に応じた研修体系に改めたところ。また、介護支援専門員の支援体制を整備するための「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」については、ケアプラン作成技術向上のための「ケアプラン指導研修事業」を加え、ケアマネジメントの機能強化を図っている。	
	b ケアマネジメントについて介護報酬の水準見直しを行う。		検討・結論	措置 (4月予定)	(厚生労働省) 居宅介護支援(ケアマネジメント)については、加算項目の新設を行うとともに、報酬単価の引き上げを行う旨の諮問・答申が行われたところである。これに伴い、平成15年4月より新たな単価を適用したところである。	

イ 保育

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
公立保育所の民間への運営委託等の促進 （厚生労働省、内閣府）	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者へ委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。 【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第10号】 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第1017001号、同保育課長通知雇児保第1017001号】	逐次実施				（厚生労働省） 公立保育所の運営等を民間事業者へ委託することが可能であることの周知徹底を実施。（厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議（平成16年3月19日））	
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。 【児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）】 【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第151号）】 【市町村職員等を対象とした研修会開催（平成14年9月27日）】	一部措置済 （12月施行）	逐次実施				（厚生労働省） 公的施設・土地などの積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進することについて、周知徹底を実施。（厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議（平成16年3月19日））
保育士に関する諸規制の改革 （厚生労働省）	a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育士の卒後研修について、研修内容をインターネットで提供すること等現場の保育士が学びやすい仕組みを構築する。 【「i-子育てネット」運用開始（平成13年2月1日）】	措置済 （2月運用開始）					
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の一層の緩和を検討する。 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0521001号】	検討	措置済 （5月通知）				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する(保育士の名称独占等)等の措置を講ずる。 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】	法案成立、公布	措置(一部を14年10月に施行、残りを15年11月に施行予定)		(厚生労働省) 「保育士登録の円滑な実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201001号)、「保育士登録の取扱いについて」(平成15年12月1日雇児保発第1201001号)について通知	
保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入 (厚生労働省)	平成9年の児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。 また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。	可否について長期的に検討				
保育サービスに関する情報の一体的提供の推進 (厚生労働省、文部科学省)	利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方自治体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方自治体に対し、積極的に働きかける。 【厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議において周知(平成15年3月20日)】		一部措置済 (3月周知)	逐次実施	(厚生労働省) 保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報提供を各地方自治体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、周知徹底を実施予定(厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議(平成16年3月19日)) (文部科学省) 幼稚園担当指導主事・担当者会議において周知(平成15年5月15・16日)	
保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省)	a 認可保育所においても保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進める。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備する。 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0422001号】	措置済(平成14年4月ガイドライン策定・通知)				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(厚生労働省)	b 認可外保育施設を含め、評価対象の拡大など必要な見直しの検討に向けて事例の収集に着手する。 【保育所の第三者評価事例の収集開始(平成15年2月)】		措置済			
(厚生労働省)	c 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人子ども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。 【「i-子育てネット」に「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価」ページ掲載(平成14年11月28日)】		一部措置済	措置	(厚生労働省) 「i-子育てネット」の「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価」のページに、保育所の第三者評価の結果について逐次掲載	
(文部科学省)	d 地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。 【幼稚園教育課程理解推進事業(中央協議会)において取組依頼(平成14年12月11日)等】		一部措置済	措置	(文部科学省) 幼稚園担当指導主事・担当者会議において周知(平成15年5月15・16日)	
夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	新エンゼルプラン(11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進			(厚生労働省) 延長保育や休日保育については、新エンゼルプランに基づき計画的に推進しているところである。 平成16年度においては、目標値を超えた箇所数の予算を確保したところである。 延長保育 13,100カ所(目標値10,000カ所) 休日保育 750カ所(目標値 300カ所)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 (厚生労働省)	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。 【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第35号】 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0521002号、雇児発第1225008号】	直ちに検討に着手、逐次実施			(厚生労働省) 既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施(厚生労働省の全国厚生労働関係部局長会議(平成16年1月)、全国保育関係事務担当者会議(平成16年3月19日))	
	b 保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をするなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう検討し、措置する。			措置	(厚生労働省) 待機児童の解消等のため、地域において、たとえば、学校の余裕教室を活用して保育所の整備を行う必要がある場合など、特段の必要性がある場合、学校の給食施設が保育所と合築し、併設し、又は同一敷地内にある際には、その給食施設との共用を認め、保育所を設置・運営しやすくした。 【保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について(平成16年3月31日雇児発第0331027号)】	
	c 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。 【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第35号】 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保第1017001号】	一部措置済 (9月通知)	逐次実施		(厚生労働省) 既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施(厚生労働省の全国厚生労働関係部局長会議(平成16年1月21日)、全国保育関係事務担当者会議(平成16年3月19日))	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
認可保育所の経営主体や施設基準についての地方自治体への周知徹底 (厚生労働省)	民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既に実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。 【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平成15年1月22日)】 【全国児童福祉主管課長会議において周知(平成15年3月3日)】		措置済 (1月、3月周知)	逐次実施	(厚生労働省) 既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施(厚生労働省の全国厚生労働関係部局長会議(平成16年1月21日)、全国保育関係事務担当者会議(平成16年3月19日))	
保育所への株式会社等の参入の促進 (厚生労働省)	a 民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。 【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0329030号等】	措置済 (3月通知)				
	b 民間企業に対しては、会計基準を円滑に適用できるよう、技術的な側面も含め、その運用について改善する。			措置	(厚生労働省) 保育所を運営する民間企業について、社会福祉法人会計基準に基づき財務諸表を作成する際、定額法による減価償却費の算定にあたっては、社会福祉法人会計基準に基づく算定方法によらず、企業会計・税法による減価償却費の算定方法によっても差し支えないことについて明示した。 【「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について(平成16年3月30日雇児保発第0330002号)】	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
保育所の運営費補助の余剰金に係る会計処理の柔軟化 （厚生労働省）	保育所設置要件などの規制緩和措置をより効果的なものとし、多様な提供主体により十分な保育サービスが提供されるよう、余剰金が生じる要因を詳細に分析した上で、余剰金に係る会計処理の柔軟化について検討し、必要な措置を講ずる。			措置	<p>（厚生労働省）</p> <p>都市部を中心に相当数の待機児童が存在する中、これまでに講じた規制緩和措置をより効果的なものとし、十分な保育サービスの提供を可能とするとともに、保育所における次世代育成支援のための取組を促すため、保育サービスの質を向上させるための一定の措置（第三者評価の受審等）を講じた上で、運営費の使途に係る会計処理の規制緩和を講じた。</p> <p>【「保育所運営費の経理等について」の一部改正について（平成16年3月30日雇児発第0330010号）】</p> <p>【「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて」等の一部改正について（平成16年3月30日雇児保発第0330001号）】</p>	
認可外保育施設に対する指導監督の徹底 （厚生労働省）	<p>a 第153回国会において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。</p> <p>【児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）】</p> <p>b 保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。</p>	逐次実施 （13年11月法律公布、14年7月施行）			<p>（厚生労働省）</p> <p>厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議において周知（平成16年3月19日）</p>	
		逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成13年7月に閣議決定された「待機児童ゼロ作戦」に基づき、平成15年度においては、約5万人の受入増を図ることとしている。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化 (厚生労働省、文部科学省)	a 就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化(文部省・厚生省による平成10年の指針)を促進するとともに、保育所と幼稚園の連携事例を情報提供することなどにより、運営や施設利用の面で一層連携を深める。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえるものにする。また、多様な保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園における預かり保育の拡充を図る。 【保育所と幼稚園の連携事例集をホームページ上で公開】	措置済 (3月公開)				
	(厚生労働省) b 幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、以下のとおり幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得することを促進する。 (a) 幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の8科目の筆記試験のうち、例えば、「教育原理」など幼稚園教諭免許の取得に当たって最低限必要な習得科目に含まれている科目については試験を免除する。			措置	(厚生労働省) 幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の筆記試験科目の発達心理学及び教育原理並びに実技試験の保育実習実技を免除できるよう措置。【「保育士試験の実施について」平成15年12月1日雇児発第1201002号】	
	(文部科学省) (b) 保育士資格所有者が幼稚園免許を取得しようとする場合、現行制度上、大学等において必要単位を修得する以外の取得方法を採用することが困難であるため、教員資格認定試験によっても幼稚園教諭免許を取得することについて検討することも含め必要な措置を講ずる。			検討・結論	(文部科学省) 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)を踏まえ、幼稚園教員資格認定試験を新たに実施することを決定。 【平成16年3月31日文部科学省令第18号】	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
幼稚園と保育所の一体的運営の推進 （厚生労働省、文部科学省）	幼稚園と保育所の一体的運営を推進するに当たっては、施設の共用だけでなく、子どもの処遇についても、各地域のニーズに応じ、柔軟な運営が可能となるような措置を講ずる。			措置	<p>（厚生労働省、文部科学省）</p> <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う予定。</p> <p>構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案を受け、近年の少子化や過疎化の進行により、幼児数の減少、幼児同士の活動の機械の減少等の事情にある地域において、以下の措置を認めている。</p> <p>〔文部科学省：平成15年4月申請受付〕</p> <p>満3歳になる年度の初めから幼稚園に入園できる特例</p> <p>幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動のための特例</p> <p>〔厚生労働省：平成15年10月申請受付〕</p> <p>保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認</p> <p>保育所における私的契約時の弾力的な受入の容認</p> <p>保育の実施に係る事務の教育委員会への委任</p> <p>〔文部科学省・厚生労働省：平成16年5月申請受付予定〕</p> <p>幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例</p> <p>〔文部科学省：平成16年5月申請受付予定〕</p> <p>保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例</p> <p>〔厚生労働省・平成16年5月申請受付予定〕</p> <p>公立保育所における給食の外部搬入方式の容認</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
放課後児童の受入れ体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。		逐次実施		(厚生労働省) 新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月6日閣議決定)に基づき、放課後児童の受入体制を推進しているところである。 また、平成14年度からは小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)について、その設置を促進するため、過疎地等の補助要件を撤廃した。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も開設するクラブに対する補助加算を創設した。 なお、長時間開設するクラブに対する補助加算については、平成11年から実施している。	
児童手当受給者の現況届における被用者確認方法の見直し (厚生労働省)	児童手当受給者が毎年市町村長に提出する現況届における被用者確認の方法について、現行の事業主による年金加入証明書以外のものによる確認を可能とする。			検討・結論	(厚生労働省) 「行革関連法特例法に基づく特例措置の実施について」(昭和57年3月24日 児手第12号児童手当課長通知)において、被用者であることを明らかにすることができる書類として一般事業主による被用者年金への加入証明等が例示されているところ、市町村においては、この通知に基づき一般事業主による被用者年金への加入証明を現況届に添付させている。 今回、例示を追加し、健康保険証等の提示でも対応できるよう周知を徹底するため、「被用者確認のための添付書類の取扱いについて」(平成16年3月18日雇児育発第0318003号育成環境課長通知)を発出した。	

ウ 障害者施策

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。 【平成13年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発第138号】 【公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン(平成13年8月)】 【旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン(平成14年10月)】	逐次実施			(警察庁) バリアフリー-対応型信号機の整備、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の大型化等を推進した。また、視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針を策定し音響信号機の整備を進めた。(視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針の制定について(平成15年10月22日警察庁交通規制課長通達)) (総務省) 交通バリアフリー法に基づく市町村の基本構想の策定に対して支援。また、地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援。 高齢者・障害者を含め誰もが使いやすい情報通信機器、システム、サービスの研究開発等を行う民間企業などへの支援、地域におけるバリアフリー型のIT利用拠点の整備、使いやすいホームページの普及に向けた取組等、情報バリアフリー化を推進している。 (厚生労働省) 「バリアフリーのまちづくり活動事業」を平成13年度から実施。 【平成15年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発第522003号】 (経済産業省) 障害者等がITを活用して、経済、社会に積極的かつ円滑に参画できる環境を整備するため、平成15年度から「障害者等ITバリアフリープロジェクト」として、障害者等の移動を支援する情報通信機器・システムの開発を行った。また、障害者等のニーズに的確に応え、コスト低減による普及促進を目指して、すべての製品・サービスの基本となるISO/IECガイド71を制定し、これを基	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>に情報通信分野共通、及び情報処理装置の設計指針(いずれもJIS)制定に取り組んでいる。(国土交通省)</p> <p>交通バリアフリー法に基づき、各種支援措置を通じて旅客施設、車両等のバリアフリー化を推進。</p> <p>市町村による交通バリアフリー基本構想の策定を促進するため、主要都市で地域の関係者を対象としたシンポジウムを行うとともに、地域の交通バリアフリープロモーターを派遣。また、交通バリアフリーに対する住民の意識を高め、「心のバリアフリー」社会の実現を目指すため、高齢者、身体障害者等に対する介助体験・疑似体験を行う「交通バリアフリー教室」を開催。</p>	
<p>社会福祉事業の利用方式 (厚生労働省)</p>	<p>障害者等の利用者が社会福祉サービスを選択できる制度を、事業の性格等に応じ導入する。 【社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年第111号)】</p>			<p>措置(4月施行予定)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成15年4月から、障害者福祉サービスについて、今までの「措置制度」を改め、障害者自らがサービスを選択して利用する「支援費制度」に移行。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
障害者に係る欠格条項の見直し (関係府省)	<p>各種資格制度等における障害者に係る欠格条項については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき、対象63制度について平成14年度末までに見直しを終了する。 (平成13年度において成立した見直しのための法華等) 【障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第37号)】 【自動車等の運転免許については、道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)】 【風俗営業の許可等については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)】 【国土交通省関係の資格(動力車操縦者、海技従事者、水先人、航空機に乗り組んでその運行を行う者)については、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第152号)、水先法施行規則及び船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第137号)及び航空法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第118号)】 【国家公務員の就業禁止(船員)については、人事院規則10-8の一部を改正する人事院規則(人事院規則10-8-1)】 (平成14年度において成立した見直しのための法華等) 【銃砲刀剣類の所持、放射性同位元素等の使用又は販売業等、放射性同位元素又はこれに汚染されたものの取扱い並びに放射線発生装置の使用、獣医師、家畜人工授精師、火薬類取扱い、船員の就業、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業の認定については、障害者等に係る欠格事由の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律(平成14年法律第43号)】 【警備業の認定、警備員の制限、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者については、警備業法の一部を改正する法律(平成14年法律第108号)】 【警備員等の検定については、警備員等の検定に関する規則(平成15</p>	一部措置 済 (47制度 について 見直し)	一部措置 済 (15制度 について 見直し、 1制度に ついて法 案提出)	措置 (1制度 について 法案成立 後、施行 予定)	(法務省) 外国人の上陸制限に関し精神障害者にかかる欠格条項を見直すため、出入国管理および難民認定法の法律案を本国会に再提出。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>年国家公安委員会規則第2号)】</p> <p>【狩猟免許については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)】</p> <p>(その他、法務省は、外国人の上陸制限について、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出)</p>					
<p>障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)</p>	<p>支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと合わせ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。</p>			<p>15年度からの支援費制度の施行状況を踏まえつつ、直ちに検討を開始し、結論を得る</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>支援費制度など障害者施策の体系や制度について、介護保険制度との関係も含め検討中である。</p>	

工 社会福祉法人

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し （厚生労働省）	既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。また、担当行政部門間の円滑な調整を図り、行政の不整合をなくし、社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図る。 【全国厚生労働関係部局長会議において周知（平成14年1月16日）】 【社会・援護局主管課長会議において周知（平成14年3月4日）（平成15年3月4日）】	一部措置済 （1月、3月周知）	必要に応じて逐次実施			（厚生労働省） 平成16年3月2日に行われた社会・援護局関係主管課長会議において、都道府県・市に対し周知を行った。 また、担当行政部門の円滑な調整や行政の不整合の解消を図る観点から、平成16年度より、これまで本省内各部署で実施していた国所管の社会福祉法人指導監査業務を社会・援護局に一元化した。	
社会福祉法人の在り方の見直し （厚生労働省）	a 社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始する。 b 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、関係通知（平成5年）を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。 (a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修繕費・備品等購入引当金等の上限 (b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れ (c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助の対象とならない追加的な施設を整備する場合、それを担保に借入れを行うこと	結論				（厚生労働省） (a) 当省での検討を踏まえて、平成16年3月12日付けで通知を発出した。 (c) 社会福祉法人による基本財産の担保提供の承認の考え方を、平成16年3月2日に行われた社会・援護局関係主管課長会議において示した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	<p>消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。</p> <p>【平成13年厚生労働省社会・援護局総務課長通知社援総発第10号】 【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平成14年1月16日)】 【社会・援護局主管課長会議において周知(平成14年3月4日)(平成15年3月4日)】</p>	一部措置済 (10月通知、1月、3月周知)	一部措置済 (3月周知)	必要に応じて逐次実施	<p>(厚生労働省)</p> <p>4-6福祉(3)エ b(a)において発出した通知において、運営費の弾力運用が認められる要件として、社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開を求めるとし、情報公開のための基準の強化を図った。</p> <p>また、収支決算書等のインターネット上での公開の促進については、平成16年3月2日に行われた社会・援護局関係主管課長会議において、都道府県・市の取組を促した。</p>	
社会福祉協議会の役割の見直し (厚生労働省)	<p>平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。</p> <p>【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平成14年1月16日)(平成15年1月21日)】 【社会・援護局主管課長会議において周知(平成14年3月4日)(平成15年3月4日)】</p>	一部措置済 (1月、3月周知)	必要に応じて逐次実施	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成16年1月20日に行われた全国厚生労働関係部局長会議及び平成16年3月2日に行われた社会・援護局主管課長会議において周知を行った。</p>		

才 年金

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
厚生年金保険被保険者資格取得届等 （厚生労働省）	厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届等の磁気媒体による届出について、一般事業所でも行えるよう所要の措置を講ずる。 【健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第32号）】	措置済 （3月公布、14年6月施行）				
確定給付企業年金法の制定 （厚生労働省金融庁、財務省、経済産業省）	確定給付型の企業年金について、受給権保護を図るため、統一的な制度を創設する。 【確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）】	法案成立、公布	措置済 （4月施行）			
確定拠出年金の導入 （厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省）	老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金を導入する。 【確定拠出年金法（平成13年法律第88号）】	措置済 （10月施行）				